

令和 7 年伊賀市議会定例会
令和 7 年12月定例会月会議

請 願 文 書 表

令和 7 年11月28日

1 受 理 番 号	請願第 5 号
2 受 付 年 月 日	令和 7 年11月20日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市桐ヶ丘三丁目333番地 桐ヶ丘地区住民自治協議会 会長 上田 真希
4 請 願 の 件 名	桐ヶ丘汚水処理施設の公共移管問題について
5 請 願 の 要 旨	平成30年12月の定例市議会本会議において「桐ヶ丘地区汚水処理施設の公共移管について」（以下「本事業」という。）に係る請願を全会一致で採択していただきました。その後は、伊賀市と種々協議を重ね伊賀市職員から住民説明会で本事業を進めるための条件提示があり、私たちはその条件を満たしました。 令和 6 年11月に稲森市長が就任されましたが、行政の継続性の観点から、これまでの経緯を踏まえて住民説明会での約束に具体的に取り組んでいただきたく請願いたします。 【請願理由】 平成30年に請願を提出以降の伊賀市との協議の中で、令和 5 年 8 月には桐ヶ丘で住民説明会があり、その際に伊賀市から「桐ヶ丘汚水処理施設に係る住民説明会」とする表紙を含めて 9 ページの説明資料を頂きました。 その最終ページには、「本事業を進めていくためには」という表題で、「4 つの負担 ①施設改修工事に係る受益者負担、②伊賀市が定める下水道使用料の負担、③宅内排水設備に分離マスの設置、④宅内排水設備の誤接続の有無の調査」があることを了解したうえで、「桐ヶ丘自治会で住民の90～95%の合意形成が図られている」ことが条件と記載されており、そのようにご説明がありました。 令和 5 年 4 月の桐ヶ丘自治会の総会で、本事業を進めることを圧倒的多数（賛成224、反対・保留12）で議決しました。さらに、上記の条件を満たして本事業を進めるために住民説明会を行い、4 つの負担を丁寧に説明したうえで、各戸別に同意書の提出を求め92.5%の世帯から同意書の提出を受けました。 その後、図面の作成や電子化の課題が提示されましたが、これは施設設備管理上の事務的なことであり、今後の協議事項とし、住民への約束事項については市の責任で進める必要があると考えています。市長が代わられましたが、行政の継続性から前市長時の約束は伊賀市の約束として履行していただくことが必要です。 今年 5 月の面談において、市長は「目的は何かに立ち返る必要がある。」と発言され、これまでの約束を一方的に反故にされたことは納得がいきません。もし、何らかの事由で方針を変更されるなら、その理由を私どもに十分説明し、状況が整った上で住民説明会を開催して、訂正・説明されることが本来の手続きと考えます。 個々の課題についての桐ヶ丘の考え方を以下に記載しておきます。ご確認をお願いします。 1. 35億円の事業費について 施設の改修事業費の35億円は、施設の現況調査に付随した概算として提示された金額で、何故か新設事業費と変わらない額になっています。改修の場合は、施設運営と並行しながらなので工事が長期化し高額になるとの説明ですが、桐ヶ丘の汚水処理施設の管理業者からは、「現状入居戸数に比して過大な施設なので運営しながらの工事も比較的やりやすい」と聞いています。さらに、管路については全延長を改修する経費試算になっていますが、現

況調査により改修部分が限定できれば事業費は大幅に軽減されます。また、公共下水道基準に適合させる工事で国庫補助金も想定できますので、伊賀市の負担は大幅に軽減が図れると考えています。

2. 二重投資について

上記の通り、当初の改修工事は新設と同様の経費が掛かります。新設に近い改修工事と予想されます。また、二重投資と言われる建て替え事業は、現状でも35年後とされており、その頃までに維持管理技術や改修技術の向上も予想されることから、その時点で可否や金額も含めて再検討できるのではないかと考えます。

3. 100%の同意について

100%の同意が無ければ工事が出来ないことは理解しています。上記のように伊賀市が動き出すための当面の条件として4つの負担と90~95%の住民同意が必要とされたのでこれを満したものです。伊賀市が住民説明を行われたうえで、事業化のために100%の住民同意が必要とされる際には、桐ヶ丘の自治協も協働して住民同意を求める活動をいたします。なお、桐ヶ丘には、伊賀市の職員も多数おられ、伊賀市が動かれれば保留から賛成に回る方もおられると考えています。

4. 株式会社大倉との関係について

株式会社大倉との関係は重要と考え、5者協議の場を設定してきたのは桐ヶ丘です。市が株式会社大倉との協議が大切とされ動かれることに異論はありませんし、協力も致します。

5. 図面作成に係る費用負担について

伊賀市は、「桐ヶ丘が費用負担は行わない」と言っておられますが、市も「大倉か桐ヶ丘かどちらかが負担すべきで市は負担しない。」と主張されているため協議が進んでいない状態です。桐ヶ丘は、移管後の施設の管理に必要な経費なので市が負担すべきと主張しており、協議の上で住民に説明できる内容であれば必要な負担は出来るものと考えています。施設の現況調査の際にも資金の一部を負担しました。また、図面に係る費用負担の課題は、前市長が言われたように事業を進めるうえでの「前提条件ではない。」と考えています。

6. 「事業の実現性」、「事業化の困難性」について

令和5年8月に上記の説明を受けた時点と現在の状況とは、能登半島地震で国庫の災害対応が明確になったものの、施設管理の困難性にそれほど変化があるとは思えず、伊賀市が方針変更する理由にはなりません。初めて都市計画決定の困難性を主張されていますが、住民同意については先に述べたとおりです。また、一つの反対の声を過大に評価し、92.5%の同意書をまとめた自治協の活動を否定する伊賀市の姿勢は、住民自治を軽視する行為であり、許せません。

7. 4つの負担を賄えない住民が出ないか

現状では、92.5%の世帯が同意書を提出しており、この世帯は負担出来ると考えて良い。同意書が出なかった世帯についても、伊賀市が反対しているから同意できない又は保留としていた世帯も負担出来ると考えられる。その他の世帯は、個々の状況が判断できませんが、具体的に進める場合は桐ヶ丘の対策委員会のメンバーが個別に丁寧に相談にあたり100%の世帯が条件を満たすようにいたします。現状維持から個別浄化槽への転換を言われていますが、個別浄化槽でも一般的な5人槽なら87万3千円の設置費が必要になり、現状の宅地形状上で設置困難な宅地もあります。こちらの方がさらに困難です。

8. 今後の方向性について

上記の内容をまとめて現状維持を推奨されていますが、桐ヶ丘の移管問題は市長面談でお示ししましたように、平成3年から30

	年を超えて申し入れを続けてきたことです。旧青山町時代から伊賀市に合併後においても折に触れ申し入れを行い、青山地域全体の広域下水道整備方針から平成28年度の特別環境保全公共下水道の新設方針まで、その都度違った提案を受けて、それでも真摯に協議させて頂いてきました。これまでの行政の考え方の変遷をもう一度整理し、一過性の方向付けではなく伊賀市の真の方針を丁寧にご説明いただきたいと思いますと考えます。
6 紹 介 議 員	山 口 康 子
7 付 託 委 員 会	産業建設常任委員会